

## 学校で予防すべき感染症による出席停止の対応について

福島県立福島西高等学校

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に従い出席停止となります。

### 【出席停止の手続きについて】

下記の感染症と診断→保護者の方が学校へ報告

①感染症の種類 ②発症した日 ③主治医の指示による自宅待機期間（〇月〇日まで）を報告

学校感染症の診断を受けた場合は、医療機関を受診したことがわかるもの（薬の説明書や領収書、医師の指示メモ等）を捨てずに保管しててください。（提出を求める場合があります。）

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎、その他の感染症*（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

（学校保健安全法施行規則第18条、「学校において予防すべき感染症の解説」より）

\*その他の感染症については病状などにより、学校医その他の医師の指示により、校長が出席停止の措置を決定するものであり、上記感染症はその一例である。